第4節 復興計画

第1項 復興計画

第1項 復興計画

《基本方針》

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止により快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成にあたっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被 災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点か ら、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、県、市及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。